令和元年度厚生労働行政推進調查事業費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

遺族年金受給者の就労状況

研究分担者 大津 唯 埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授 研究協力者 百瀬 優 流通経済大学経済学部准教授

研究要旨

遺族年金は、家計の担い手が死亡した場合にその遺族の生活を保障するうえで重要な役割を果たしている。しかし、女性の就労の一般化や夫婦共働き世帯の増加に伴い、制度の見直しが求められるようになっている。そこで本研究では、厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2010、15年)の個票データを用い、遺族年金受給者(女性遺族配偶者)の就業実態や、死別前後の就業状況の変化に関する集計・回帰分析を行った。

結果および含意は次の通りである。遺族年金受給者の就業率は50歳代前半までは女性全体の 就業率よりも高い水準で推移するが、50歳代後半になると急速に低下する。50歳代後半の大幅な 低下は、50歳以降に遺族年金受給者となった人の就業率が低いことに起因する。一方、若い遺族 年金受給者の就業率が高いのは、死別時に非就業であった人の新規就業率が高いからである が、非正規雇用率が高く就労収入は低い。また、死別後の就業継続率・新規就業率は上昇傾向 にあるとはいえ現時点ではまだ十分に高い水準にあるとはいえず、特に死別時に非就業であった 者が新たに就業する確率は低水準である。子のない遺族年金の有期化の対象年齢を現行の30歳未満から拡大することは、慎重な検討が必要である。また、遺族年金の受給額が高いことによる 就業の抑制効果は限定的である。

遺族年金の見直しは、こうした実態を踏まえながら慎重に検討していく必要がある。

A. 研究目的

遺族年金は公的年金の主要な給付の一つであり、家計の担い手が死亡した場合にその遺族の生活を保障するうえで重要な役割を果

たしている。しかし、女性の就労の一般化や夫婦共働き世帯の増加といった社会の変化に合わせた制度の見直しが求められるようになっている。そこで本研究では、遺族年金制度の見

直しに関する議論に資するべく、遺族年金受給者(60歳未満の女性遺族配偶者)の就業実態に関する分析を行った。

B. 研究方法

厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」 (2010、15年)の個票データを用い、遺族年金 受給者(60歳未満の女性遺族配偶者)の就業 状況に関する基礎集計を行ったうえで、就業 の有無に関するロジットモデル分析を行った。 最後に、補論として遺族年金受給者(65歳未 満の女性遺族配偶者)の受給権発生前後の 就業の変化に関するロジットモデル分析を行った。

C. 研究結果

基礎集計からは、次の2点が明らかになった。 第一に、遺族年金受給者の調査時点における 就業率(以下、単に「就業率」というときは、調 査時点における就業率を指すものとする)は、 50歳代前半までは女性全体の就業率よりも高 い水準(2010年は概ね70%台後半、2015年 は80%台前半)で推移するが、50歳代後半に なると急速に低下して女性全体の就業率と同 程度の水準となる。第二に、50歳代前半まで の遺族年金受給者の就業率は女性全体に比 べて高いが、非正規雇用率が高く、就労収入 は低い。

また、就業の有無に関する回帰分析の主な結果は次の3点である。第一に、受給権発生

時の年齢が高いほど、就業率は有意に低い。 第二に、受給権発生時に就業していた人は、 非就業であった人に比べて、就業率が約 33% ポイント高い。第三に、受給権発生時の就業 の有無による就業率の差は、受給権発生時の 年齢が上がるほど拡大し、受給権発生時の就 業の有無による調査時の就業率の差は拡大し、 受給権発生時に 50 歳代かつ非就業であった 場合の就業率は 50%を下回る。

受給権発生前後の就業の変化に関する回帰分析の主な結果は、次の3点である。より最近に遺族年金を受給し始めた人ほど、死別後の就業継続率・新規就業率は高くなる傾向にある。第二に、もともと非就業であった遺族年金受給者の場合は、子のある人ほど新たに就業する確率が有意に高い。第三に、遺族年金の受給額が高いほど受給権発生後の就業率が有意に低い。

D. 考察

遺族年金受給者の就業率が 50 歳代後半に 大幅に低下するのは、50 歳以降に死別して遺 族年金受給者となった人の就業率が低いこと、 とりわけ死別時に非就業であった人の就業率 が 50%を下回ることに起因していると考えられ る。一方、若い遺族年金受給者の就業率が女 性全体よりも高い水準にあるのは、もともとの就 業率が高いからではなく、非就業であった人 の新規就業率が高いからである。これはもとも と専業主婦であった人が期せずして就業復帰 することを意味し、とりわけ子育て中の場合は 無理をして就業復帰している人がいる可能性 がある。また、非正規雇用率が高く就労収入 は低いことに留意する必要がある。

とくに受給権発生前後の就業の変化に関する分析結果から示唆されるのは以下の三点である。

第一に、死別後の就業継続率・新規就業率 は現時点ではまだ十分に高い水準にあるとは いえないが、今後も上昇傾向が続けば、将来 的には遺族年金の役割が縮小していくことが 考えられる。

第二に、死別時に非就業であった者が新たに就業する確率は30歳代であっても5~6割程度に留まっており、子のない遺族年金の有期化の対象年齢を現行の30歳未満から拡大することは、対象者の生活困窮に繋がるおそれもあり、慎重な検討が必要である。

第三に、遺族年金の受給額が高いほど受給権発生後の就業率が有意に低いが、仮に受給額が10万円増えたとしても0.4%ポイント程度下がる程度であり、遺族年金の受給額が高いことによる就業の抑制効果は限定的である。

E. 結論

遺族年金は、女性の就労の一般化や夫婦共働き世帯の増加といった社会の変化に合わせた制度の見直しが求められるようになっている。 しかし、遺族年金受給者の就業率の高さだけ で政策の方向性を判断することはできず、就 業や生活の実態を十分に踏まえながら慎重に 検討していく必要がある。

- F. 健康危険情報 なし
- G. 研究発表1.論文発表なし2.学会発表